

関東経済産業局における法令違反への対応状況（令和5年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者には改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による厳重注意を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

また、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し、文書による注意を行っております。

令和5年度は121件の事案について対応を行い、概要は以下のとおりです。各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

<製造（輸入）事業者に対する注意の概要>

（1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：2件

主な対象品目：乗車用ヘルメット、石油ストーブ

主な違反内容：技術上の基準に適合していなかった。

（2）電気用品安全法

注意処分件数：118件

主な対象品目：その他のビニルコード、キャブタイヤコード、差込みプラグ、マルチタップ、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ、その他の差込み接続器、電気あんか、電気ストーブ、電磁誘導加熱式調理器、その他の調理用電熱器具、電気髪ごて、その他の工作用又は工芸用の電熱器具、電気アイロン、電気湯のし器、文書細断機、電気温風機、冷凍用のショーケース、アイスクリームフリーザー、電気冷凍庫、電気冷水機、ラミネーター、サーキュレーター、換気扇、電気除湿機、空気清浄機、電気噴霧機、送風機、その他の電気吸じん機、電気洗濯機、電気ポリッシャー、電気遊戯盤、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯

器具、広告灯、その他の音響機器、テレビジョン受信機、超音波ねずみ駆除機、超音波加湿機、超音波洗浄機、直流電源装置、コンセント付家具、その他の電気機械器具付家具、リチウムイオン蓄電池

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。

変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。

技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。

自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。

適合性検査（証明書）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

（3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

注意処分件数：1件

主な対象品目：カートリッジガスこんろ

主な違反内容：適合性証明書の保存を行わずにP Sマークを付して販売していた。

以上